

質疑・回答書

NO.1

告示番号		豊中市告示第17号	件 名	(仮称)豊中市庄内駅前庁舎整備工事
No	質疑事項			回 答
1	A-75 踏み切りは時間規制(7-19)が通行禁止で(19-翌日6)は通行可能と考えてよろしいでしょうか。ご指示ください。			踏み切りは時間帯規制が7時から19時までとなっています。それ以外の時間帯については、近隣への説明を行い、通行者・車に配慮した十分な安全対策をとった上で通行することとします。
2	A-75 踏み切りは通行も基本的に2t車両と考え、工事車両を一般的に基本2t車両までと考えればよろしいでしょうか。ご指示ください。			基本的に2t車両とします。ただし、鉄道事業者や関係諸官庁と協議を行い、承諾を得た場合は他も可とします。
3	A-75 インターロッキング部の民間敷地の使用通行は条件等があるのみで、打合せをすれば基本的に使用(通行)可能と考えればよろしいでしょうか。ご指示ください。			敷地所有者と協議した上で、基本的に通行可能とします。ただし、損傷した場合は原状復旧することとします。
4	A-75 現況南側駐車場の屋根があるので、屋根撤去後でないと、成形鋼板H3.0mの設置は不可能です。可能になるまではフェンスバリケードでもよろしいでしょうか。ご指示ください。			屋根を撤去する際に障害となる部分のみの成形鋼板は、可能になるまでの期間、フェンスバリケードとしてよいものとします。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

NO.2

告示番号		豊中市告示第17号	件 名	(仮称)豊中市庄内駅前庁舎整備工事
No	質疑事項			回 答
5	A-75 西側通路は使用不可ですが、土間撤去及び復旧作業で 使用しなければ施工不可能です。部分使用許可となるの でしょうか。ご指示ください。			A-75仮設計画図(参考)の敷地南西側の使用不可範囲の通路土間コンは 存置とします。
6	A-75 基本車両が2tですが、ミキサー車及びポンプ車は2t以上 です。進入許可は出るのでしょうか。ご指示ください。			踏切西側道路の大型車両通行許可については、必要最低限の車両は許 可されます。受注者は、契約後、速やかに必要最低限の大型車両を示し、 警察及び関係諸官庁と協議を行うこととします。
7	・鉄骨材等の長尺材料は2t車の制限があるので、2t車に積載で きる長さで、現場接続と考えればよろしいでしょうか。ご指示くだ さい。			EVC柱継手は 1FL+1,000・2FL+1,000・3FL+1,000に各々設けるものとしま す。
8	・敷地南側の地中埋設物(浄化水槽、オイルタンク、土間)は重 機(17号線の使用不可の為)が入れないと考え、全て人力と考 えてよろしいでしょうか。内部躯体解体撤去の搬出、積込等も同じ く全て人力と考えてよろしいでしょうか。			敷地南側の地中埋設物及び内部躯体の解体、撤去、搬出、積込は全て人 力とし、敷地北側からの出入りとします。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
FAX 06-6858-7225
E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

NO.3

告示番号		豊中市告示第17号	件 名	(仮称)豊中市庄内駅前庁舎整備工事
No	質疑事項			回 答
9	・外壁改修範囲はA25,26から北面、南面のみと考えてよろしいでしょうか。			図示のとおり、北面、南面のみとします。
10	・材料等の搬出入は夜間ですが、その他は通常日中作業でよろしいでしょうか。解体撤去も日中作業でよろしいでしょうか。ご指示ください。			材料搬入・搬出については、A-02改修特記仕様書-1、4.特記事項に記載のとおり、近隣及び監督職員への説明・協議を行い、十分な安全対策を行った場合は、夜間に限らないものとします。なお、作業については昼間作業が難しいものを除き、解体撤去も含め日中とします。
11	A-29 EVピットの⑥通りから2115mmで既存土間撤去及び掘削ですが、⑥通りからの2115mmの間で土が崩れて新設基礎際で埋め戻し不可能の為、空洞になります。仮に土留めをすると土留めも埋設となります。よろしいでしょうか。ご指示ください。			ご指摘の土間の撤去範囲は、S-11伏図(1)(現況撤去・改修)によるものとします。ご指摘の範囲については撤去することとなるため、山留めは不要と想定していますが、山留めを使用する場合は撤去することとします。
12	A-30 2階男子、3階沐浴室の床仕上げが下地調整塗材の上ビニル床シート、塗膜防水ともありますが、どちらでしょうか。ご指示ください。			下地調整塗材の上、塗膜防水を行い、さらにビニル床シート張りとします。

質疑・回答書

NO.4

告示番号		豊中市告示第17号	件 名	(仮称)豊中市庄内駅前庁舎整備工事
No	質疑事項			回 答
13	A-67 パラペット溝の新設モルタルで勾配調整、溶接金網φ 5@100とありますが、溝底の塗厚が薄い場合はひび割れの原因となるので、φ 3.2@50に変更しても可能でしょうか。ご指示ください。			監督職員と協議の上、可能とします。
14	S-01 コンクリートの単位水量の測定(電子レンジ法)は実施するのでしょうか。ご指示ください。			実施しないものとします。
15	S-11 基礎伏せ図で壁撤去の位置が断面にはありません。1FLから地中梁天端までの範囲と考えればよろしいでしょうか。ご指示ください。			S14、S15、S16軸組図に記載のある壁は図示の通りとし、記載のない壁はFLから梁下又はスラブ下までとします。
16	S-19 EVの基礎伏せ詳細図が不明です。ご指示ください。			別紙(EVピット平面詳細図及びEVピット矩計図)のとおりとします。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

NO.5

告示番号	豊中市告示第17号	件 名	(仮称)豊中市庄内駅前庁舎整備工事
No	質疑事項		回 答
17	S-19 支持層(シルト質砂)まで地盤改良は大型重機が入れない(進入車両2t車の為)ので小型重機で届くまでの範囲となります。よろしいでしょうか。ご指示ください。		地盤改良の範囲は基礎スラブ下700mm程度とし、隅部等重機が届かない範囲は人力で施工し、ランマー等で締固めること。
18			
19			
20			

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp